

関西広域連合の域内企業、府内中小企業等に対する公益財団法人

京都産業 21 北部支援センター機械機器貸付料の減免について

平成 24 年 3 月 29 日

公益財団法人京都産業 21

北部支援センター

(0772)69-3675

公益財団法人京都産業 21 では、関西広域連合の域内企業が当財団北部支援センター（丹後・知恵のものづくりパーク）で行っている貸付事業の利用料金について、4 月 1 日から割増料金を適用しないこととするほか、府内中小企業及び「東日本大震災」の被災地内企業に対する支援策を延長することとしましたので、お知らせします。

記

1 対象機械器具貸付料

公益財団法人京都産業 21 北部支援センター機械器具貸付規程に定める貸付

2 施策の内容

① 関西広域連合の域内企業への減免（新規）

対象者	滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県及び徳島県の区域内の事務所又は事業所における事業に係る依頼試験等の申込を行う者			
内容	上記対象者に対して、府外企業に対する割増料金を適用しないよう減免を実施			
	区分	現 行		今 回
		府内企業	府外企業	広域連合内企業
	下記以外	100/100	150/100	100/100
中小企業	80/100	150/100	100/100	
実施時期	平成 24 年 4 月 1 日～			

② 府内中小企業への減免（5 年間延長）

対象者	府内の事務所又は事業所における事業に係る依頼試験等の申込を行う中小企業	
内容	上記対象者に対して、引き続き 2 割の減免を実施	
	区分	現 行
	下記以外	100/100
	中小企業	80/100
実施期間	平成 24 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日	

③ 被災地の域内企業への減免（1年間延長）

対 象 者	岩手県、宮城県、福島県、茨城県若しくは栃木県の区域内の事務所又は事業所における事業に係る依頼試験等の申込を行う者		
内 容	上記対象者に対して、引き続き府内企業と同一料金となるよう減免を実施		
	区 分	現 行	
		府内企業	府外企業
	下記以外	100/100	150/100
中小企業	80/100	150/100	80/100
実施期間	平成24年4月1日～平成25年3月31日		